

○伊是名村プロポーザル審査会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊是名村プロポーザル方式による設計者等選定実施要綱に基づき、伊是名村が発注する設計等に係る業務（以下「設計等業務」）をプロポーザル方式による設計者等の選定及び特定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この審査会は、伊是名村プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）と称する。

(対象)

第3条 審査会は、高度な創造性、技術力又は経験を必要とする設計等業務に相当と認められる設計者等を選定し、必要な事務手続を行うものとする。

2 審査会は、技術提案書等の内容の審査及び評価を行い、当該設計等業務の内容に最も適すると認められる受託者を特定するものとする。

(所掌事務)

第4条 審査会は、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 対象施設の選定
- (2) 技術提案者の選定
- (3) 応募要項の決定
- (4) 技術提案書等の依頼に対する提出意思確認
- (5) 評価基準及び評価方法の決定
- (6) 受託者等の特定
- (7) その他必要と認めるもの

(組織)

第5条 審査会は、13人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副村長
- (2) 総務課長、企画政策課長、建設環境課長、農林水産課長、住民福祉課長、商工観光課長、教育振興課長、会計管理者
- (3) 前2号のほか識見を有する者として村長が必要と認めた職員
- (4) 必要があると認められるときは、学識経験者等の職員以外の者を委員とすることができる。

3 委員の任期は、プロポーザル方式により特定された者と契約が締結されたときまでとする。

(委員長)

第6条 審査会に委員長を置き、副村長をもって充てる。

2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、対象業務の発注を所管する課長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

(関係者等の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、業務所管課において処理する。

(秘密を守る義務)

第10条 審査会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めのない事項は、審査会の決するところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月24日から施行する。